附置義務条例とは

本市では昭和40年から商業地域又は近隣商業地域内で一定規模以上の建築物の新築、増築、用途の変更をする場合は、原則としてその敷地または、建築物内に駐車施設を設置していただくよう、「静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を定めています。
(平成15年4月1日より周辺地域が加わりました)

駐車施設が必要となる場合

※3 建築物で延べ面積が特定用途だけの場合は1,000㎡、非特定用途だけの場合は2,000㎡を超えるもの。

混合用途建築物の場合は、延べ床面積(特定用途の部分+非特定用途の部分×1/2)が1、000㎡を超えるもの。(周辺地域は2,000㎡以上が対象)

特定用途>1,000m²



駐車施設が 必要な<mark>施設</mark>

非特定用途>2,000m²

- 延べ面積とは…
- 建築物の延べ面積から駐車施設部分面積を除いた面積をいいます。
- 特定用途とは…

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、事務所、店舗、劇場、ホテル、病院等をいいます。

- 非特定用途とは…
- 特定用途以外で、マンション、学校、福祉施設(老人ホーム等)があります。
- 混合用途とは…

特定用途部分と非特定用途部分を併せ持つことです。

お問い合わせは/静岡市役所 交通政策課 TEL054-221-1471

審議3:補足資料

駐車台数を算定するには

特定用途

延べ面積

150m²

周辺地域

延べ面積

200m²

非特定用途

延べ面積

450m²

それぞれにつき 1台

※小規模建築物6,000㎡に満たない建築物については、援和措置、大規模建築物10,000㎡を起える事務所については、軽減措置があります。

必要台数計算例



